

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共 第 一 号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	中津市から豊後高田市に至る間の地先	基点第1153号、基点第60号、イ、ロ、ハ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって区域1及び2を除いた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の東南端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端を結んだ線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端を結んだ線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋南東端の橋脚と桂小橋北東端の橋脚を結んだ線までとする。	基点第58号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識	イ 基点第58号から296度20分80メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	中津市、宇佐市及び豊後高田市	大分県大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合 【中津地区】 【宇佐地区】 【豊後高田地区】 【真玉地区】 【香々地地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共 第 一 号
	第2種共同漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで		基点第60号 山国川山国橋の下流側中央	ロ イから6度15分17,000メートルの点						
	かに建網	3月1日から12月31日まで		基点第61号 豊後高田市と国東市との境界の標識	ハ 基点第61号から342度40分30秒						
	あなごたま	1月1日から12月31日まで		基点第1153号 中津市山国川山国橋右岸下流端	9,940メートルの点						
	あなごつ	1月1日から12月31日まで									
	あなごか	1月1日から12月31日まで									
	いかにたま	3月20日から5月31日まで									
	かにたま	1月1日から12月31日まで									
	かにか	1月1日から12月31日まで									
	かにか	1月1日から12月31日まで									

注 1 県、郡及び市町村の境界とは、最大高潮時海岸線における境界をいう。
2 河川における内水面と海面の境界は、特に定めのない場合は、告示日における最も海岸線寄りの県道又は国道に架設されている橋梁上流端までとする。
ただし、県道又は国道がない場合は、市町村道とする。
3 角度の表示はすべて真方位とする。(以下、区画・定置・内水面の漁業権においても同じ。)

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号		
				区域	基点	点							
共 第 三 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字下庄から 大字下乙女に至る間 の地先	基点第62号、イ、 ロ及び基点第63号 の各点を順次に結 んだ線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域。 ただし、黒川に あつては宇佐市大 字乙女新田字塩浜 田9番3号の東南 端と宇佐市大字順 風新田字黒川添 117番地西南端を 結んだ線までとす る。	基点第 62 号 中津市と宇佐市と の境界の標識	イ 基点第62号から 15度4,000メートル の点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であつて、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。	宇佐市大字下 庄、大字上高 家、大字下高 家、大字東高 家、大字西高 家、大字浜高 家、大字乙女 新田、大字尾 永井及び大字 下乙女	〃 【宇佐地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共 第 三 号		
	なまこ漁業											イ	1
	えむし											〃	〃
	とりがい											〃	〃
	まてがい											〃	〃
	しおきが											〃	〃
	ばかがい											〃	〃
	あさり											〃	〃
	はまぐり											〃	〃
	かいらぎ											〃	〃
	あかが											〃	〃
	ばつめ											〃	〃
	つに											〃	〃
	いぎす	〃	〃										
	おごり	〃	〃										
	むかでの	〃	〃										
	もかず	〃	〃										
	あおの	〃	〃										
	ひとえぐ	〃	〃										
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで						2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。				共 第 三 号	
雑魚ます網漁業	イ												1
雑魚建干網	〃												〃
うなぎつ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
うなぎか	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで												
雑魚地びき網漁業	イ	1											

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地権区】	存続期間	免許番号											
				区域	基点	点																
共第九号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 71 号	国東市国見町と国東市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号											
	基点第 76 号				国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央	ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点																
	基点第 77 号				国東市国東町と国東市武蔵町との境界	ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点																
	うなまに漁業				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					基点第 71 号	国東市国見町と国東市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号				
	いせえむ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					基点第 76 号	国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央	ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点								
	たとり				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					基点第 77 号	国東市国東町と国東市武蔵町との境界	ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点								
	まばか				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	みさ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	あさ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	うちむらさき				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	はまぐ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	かいら				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	あばか				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	にさ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	にあ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	とい				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	おむか				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	ふんぐ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	ひじ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	わかず				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	あお				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	ひとえぐ				1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域															
	第2種共同漁業				3月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域												国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号
	雑魚ます網漁業																					
	雑魚建干網																					
	雑魚建網																					
	雑魚たまたま																					
	雑魚つか																					
	雑魚かたまたま																					
	雑魚にか																					
雑魚かたまたま																						
雑魚にか																						
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域				国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九号												
雑魚地びき網漁業																						

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地権区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市武蔵町の地先	基点第77号、イ、ロ及び基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、次の区域を除く。ただし、武蔵川にあつては百全橋の上流端とする。 区域 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)及び(ヨ)の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第78号 国東市武蔵町と同市安岐町との境界 (イ) 基点第78号から 80度 50メートルの点 (ロ) 基点第78号から 1度30分 1,975メートルの点 (ハ) 基点第78号から 359度10分 2,162.5メートルの点 (ニ) 基点第78号から 357度 2,165メートルの点 (ホ) 基点第78号から 357度10分 2,205メートルの点 (ヘ) 基点第78号から 356度10分 2,207.5メートルの点 (ト) 基点第78号から 357度 2,795メートルの点 (チ) 基点第78号から 356度30分 2,797.5メートルの点 (リ) 基点第78号から 355度 2,210メートルの点 (ヌ) 基点第78号から 354度 2,212.5メートルの点 (ル) 基点第78号から 353度50分 2,192.5メートルの点 (ヲ) 基点第78号から 352度30分 2,182.5メートルの点 (ワ) 基点第78号から 350度 2,042.5メートルの点 (カ) 基点第78号から 348度 2,057.5メートルの点 (ヨ) 基点第78号から 342度 1,360メートルの点	基点第77号から86度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	国東市武蔵町	〃 【武蔵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十号	
	うなまにこ	〃	〃		基点第78号から80度6,000メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。					
	いたせえび	〃	〃		〃	〃					
	とりがこ	〃	〃		〃	〃					
	まてが	〃	〃		〃	〃					
	ばるか	〃	〃		〃	〃					
	あさき	〃	〃		〃	〃					
	うちむらさき	〃	〃		〃	〃					
	はまぐ	〃	〃		〃	〃					
	かいらぎ	〃	〃		〃	〃					
	あいか	〃	〃		〃	〃					
	にさ	〃	〃		〃	〃					
	にざ	〃	〃		〃	〃					
	にあ	〃	〃		〃	〃					
	とい	〃	〃		〃	〃					
	おご	〃	3月1日から9月30日まで		〃	〃					
	おむ	〃	1月1日から8月31日まで		〃	〃					
	かでの	〃	2月1日から5月31日まで		〃	〃					
	ふて	〃	1月1日から6月30日まで		〃	〃					
	てんぐ	〃	4月1日から8月19日まで		〃	〃					
	ひじ	〃	11月1日から翌年6月30日まで		〃	〃					
	わか	〃	1月1日から7月31日まで		〃	〃					
	あお	〃	10月1日から翌年4月30日まで		〃	〃					
	ひとえぐ	〃	11月1日から翌年4月30日まで		〃	〃					
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃		〃	〃					
	雑魚ます	〃	〃		〃	〃					
	雑魚建	〃	〃		〃	〃					
雑魚た	〃	〃	〃	〃							
雑魚つ	〃	〃	〃	〃							
雑魚か	〃	〃	〃	〃							
かに	〃	〃	〃	〃							
かいた	〃	3月20日から6月30日まで	〃	〃							
かに	〃	1月1日から12月31日まで	〃	〃							
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃	〃	〃							
雑魚地	〃	〃	〃	〃							

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市安岐町の地先	基点第78号、イ、ロ及び基点第79号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、次の区域を除く。ただし、安岐川にあつてはみなと橋の上流端、荒木川にあつては塩屋橋の上流端とする。	基点第78号 国東市武蔵町と国東市安岐町との境界 基点第79号 国東市と杵築市との境界	イ 基点第78号から80度6,000メートルの点 ロ 基点第79号から108度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市安岐町	〃 【安岐地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	
	うなまこ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いせびし	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	えむこ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	たりがい	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	まてが	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ばか	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	みるく	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あさり	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	うちむらさき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	はまぐり	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	かたらぎ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あいか	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あばい	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	にさし	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	にえな	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あわび	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いこぶ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	おごのり	3月1日から9月30日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	かでのり	1月1日から8月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	むか	2月1日から5月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ふんぐ	1月1日から6月30日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ひじき	4月1日から8月19日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	わかめ	11月1日から翌年6月30日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	もかず	1月1日から7月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あおのり	12月1日から翌年4月30日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ひとえぐさ	10月1日から翌年4月30日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	区域	(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(チ)及び(キ)の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第78号 国東市武蔵町と国東市安岐町との境界	(イ) 基点第78号から 80度 50 メートルの点 (ロ) 基点第78号から 170度 292.5メートルの点 (ハ) 基点第78号から 168度 635 メートルの点 (ニ) 基点第78号から 173度 775 メートルの点 (ホ) 基点第78号から 173度 1,120 メートルの点 (ヘ) 基点第78号から 178度 1,320 メートルの点 (ト) 基点第78号から 185度45分 1,330 メートルの点 (チ) 基点第78号から 185度30分 1,435 メートルの点 (リ) 基点第78号から 183度50分 1,430 メートルの点 (ヌ) 基点第78号から 183度40分 1,470 メートルの点 (ル) 基点第78号から 185度 1,475 メートルの点 (ヲ) 基点第78号から 184度 2,080 メートルの点 (ワ) 基点第78号から 182度30分 2,075 メートルの点 (カ) 基点第78号から 182度20分 2,115 メートルの点	(ヨ) 基点第78号から 185度40分 2,125 メートルの点 (タ) 基点第78号から 185度50分 2,085 メートルの点 (レ) 基点第78号から 184度30分 2,085 メートルの点 (ソ) 基点第78号から 186度10分 1,480 メートルの点 (ツ) 基点第78号から 188度10分 1,485 メートルの点 (ネ) 基点第78号から 188度20分 1,445 メートルの点 (ナ) 基点第78号から 187度 1,444 メートルの点 (ラ) 基点第78号から 187度30分 1,332.5メートルの点 (ム) 基点第78号から 197度30分 1,377.5メートルの点 (ウ) 基点第78号から 210度 840 メートルの点 (キ) 基点第78号から 220度 832.5メートルの点					
雑魚ます網漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
雑魚建網	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
雑魚たつ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
雑魚つご	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
かにかまご	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
雑魚地びき網漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
共第十四号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字南杵築から大字熊野に至る間の地先	基点第34号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第84号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端、高山川にあつては永代橋上流端とする。	基点第 34 号 杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ 基点第34号と基点第1160号とを結んだ線の中央点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市大字南杵築、大字杵築、大字大内、大字片野及び大字熊野	〃 【杵築地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十四号
	うなまこ〃			基点第 81 号 杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)	ロ 基点第82号と基点第690号とを結んだ線の中央点						
	いせえび〃			基点第 82 号 杵築市守江灯台	ハ 基点第81号から214度2,150メートルの点						
	えむがい〃			基点第 83 号 杵築市大字熊野加貫崎の標識	ニ 基点第81号から185度3,200メートルの点						
	とりがいの〃			基点第 84 号 杵築市と速見郡日出町との境界	ホ 基点第83号から133度1,700メートルの点						
	まてがいの〃			基点第 690 号 杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識	ヘ 基点第84号から173度1,700メートルの点						
	ばるか〃										
	あさき〃										
	うちむらさきがい〃										
	いそしじみ〃										
	はまぐり〃										
	いからぎ〃										
	あばがい〃										
	にさしえな〃										
	あわび〃										
	いこぶし〃			3月1日から8月31日まで							
	おごのり〃			1月1日から12月31日まで							
	おむでり〃			2月1日から5月31日まで							
	てんぐさ〃			4月1日から8月19日まで							
	あまのり〃			11月1日から翌年4月30日まで							
	ほんだわら〃			1月1日から12月31日まで							
ひじき〃	12月1日から翌年6月30日まで										
わかめ〃	1月1日から6月30日まで										
もかずく〃	12月1日から翌年6月30日まで										
あおのり〃	9月1日から翌年5月31日まで										
ひとえぐさ〃	1月1日から4月30日まで										

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第十五号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市の地先	基点第79号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第84号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端、高山川にあつては永代橋上流端とする。	基点第 79 号	国東市と杵築市との境界	イ 基点第79号から108度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市	〃 【杵築地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十五号
	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 80 号	杵築市大字狩宿白石鼻	ロ 基点第80号から153度1,700メートルの点					
	雑魚建網	〃			基点第 83 号	杵築市大字熊野加貫崎の標識	ハ 基点第83号から133度1,700メートルの点					
	かに建網	〃			基点第 84 号	杵築市と速見郡日出町との境界	ニ 基点第84号から173度1,700メートルの点					
	えび建網	〃										
	雑魚たまつ	〃										
	雑魚つかご	〃										
	かにたま	〃										
	いかたま	3月25日から6月30日まで										
	かにかご	1月1日から12月31日まで										
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで										

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地権区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第十六号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	速見郡日出町の地先	基点第84号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第88号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であつて次の区域を除いた区域	基点第84号 杵築市と速見郡日出町との境界	イ 基点第84号から173度1,700メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	速見郡日出町	〃【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第十六号
	うなましいたどまはかあばにさとあむてほひくもあひ	に漁業	2月1日から5月31日まで	速見郡日出町の地先	基点第84号 杵築市と速見郡日出町との境界	イ 基点第84号から173度1,700メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。				
	雜魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					基点第86号 速見郡日出町大字大神鶴糞鼻	ロ 基点第86号から133度1,700メートルの点			
				基点第87号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	ハ 基点第87号から173度1,700メートルの点						
				基点第88号 速見郡日出町と別府市との境界	ニ 基点第88号から95度3,450メートルの点						
				区域	ホ 基点第88号から74度30分3,050メートルの点						
				基点第1063号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)及び基点第1063号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ヘ 基点第88号から103度1,700メートルの点						
				基点第1063号 日出港貨物バース南西端 (北緯33度21分48.6秒 東経131度32分2.4秒)							
				(イ) 基点第1063号から 265度 3.5メートルの点							
				(ロ) 基点第1063号から 177度 94.5メートルの点							
				(ハ) 基点第1063号から 174度30分 94.5メートルの点							
				(ニ) 基点第1063号から 173度30分 106メートルの点							
				(ホ) 基点第1063号から 160度 102メートルの点							
				(ヘ) 基点第1063号から 159度30分 96.5メートルの点							
				(ト) 基点第1063号から 152度 97メートルの点							
				(チ) 基点第1063号から 151度 93.5メートルの点							
				(リ) 基点第1063号から 149度 95メートルの点							
				(ヌ) 基点第1063号から 120度30分 50.5メートルの点							

- 2 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(イ) 別府港海岸的ヶ浜地区(養浜ヶ所)の階段式護岸工南端の胸壁上の工事

用水準点(H=4,987メートル)から68度30分31メートルの点

(ロ)	(イ)から	87度	64メートルの点
(ハ)	(ロ)から	354度	100メートルの点
(ニ)	(ハ)から	84度	20メートルの点
(ホ)	(ニ)から	354度	35メートルの点
(ヘ)	(ホ)から	264度	20メートルの点
(ト)	(ヘ)から	354度	85メートルの点
(チ)	(ト)から	84度	20メートルの点
(リ)	(チ)から	354度	35メートルの点
(ヌ)	(リ)から	264度	20メートルの点
(ル)	(ヌ)から	354度	100メートルの点
(ヲ)	(ル)から	265度30分	67メートルの点

- 3 基点第1078号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第1079号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1078号 別府市北浜1丁目818番地386の地先

ヨットハーバー南側石積式護岸の東端最上段の標識(ベンチマーク+4,447メートル)

基点第1079号 別府市北浜2丁目818番地71の地先

ヨットハーバー防波堤基点上部工天端中央の測量紙から東防波堤の南141メートルの点

(イ)	基点第1078号から	0度	9.5メートルの点
(ロ)	基点第1078号から	96度	27メートルの点
(ハ)	基点第1078号から	79度	40メートルの点
(ニ)	基点第1078号から	87度30分	37.5メートルの点
(ホ)	基点第1078号から	90度	51.5メートルの点
(ヘ)	基点第1078号から	84度	62メートルの点
(ト)	基点第1079号から	122度	40メートルの点
(チ)	基点第1079号から	71度	17.5メートルの点
(リ)	基点第1079号から	93度	17メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	大分市大字神崎から 大分臨海工業地帯5 号埋立地に至る間の 地先	基点第89号、イ、 ロ、ハ及び基点第 92号の各点を順次 に結んだ線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域であって次の区 域1及び2を除い た区域	基点第 89 号 大分市と別府市と の境界（両郡橋中 央）	イ 基点第89号から 45度30分1,700メー トルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	大分市（大字 馬場、大字本 神崎、大字木 佐上、大字大 平、大字志生 木、大字佐賀 関、大字白 木、大字一尺 屋、大字今 市、大字入 蔵、大字太 田、大字上 田、大字下 原、大字高 原、大字竹 辻、大字荷 原、大字野 津、大字福 宗及び大字 廻栖野を除く。）	" " 【大分地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第十八号	
	うなまのこて" "				基点第 90 号 大分市大字生石旧 新光ガソリンスタ ンド東角（港町2- 12-12）の標識	ロ 基点第90号から 358度1,700メー トルの点						
	なかしのこて" "				基点第 92 号 大分市大分川左岸 河口の護岸角西側 から298度45メートルの 点	ハ 基点第92号から 5度750メートルの 点						
	いせえびし" "											
	えたとりがいり" "											
	とばかさがいり" "											
	あかさいき" "											
	いかがい" "											
	あにさぎいし" "											
	にさぎえな" "											
	あわびし" "											
	こぶし" "											
	いぎのり" "											2月1日から5月31日まで
	むかんでのり" "											4月1日から8月19日まで
	てかんだわ" "											1月1日から12月31日まで
	ほんだわ" "											11月1日から翌年6月30日まで
	ひじかき" "											1月1日から6月30日まで
	くろめ" "											10月1日から翌年6月30日まで
もずく" "	12月1日から翌年6月30日まで											
ひとえぐさ" "	1月1日から4月30日まで											

区域

1 次の(201)から(231)までの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
基準点Bは仏崎記念碑

(201)はBより	275° 04' 08"	1,020.2mの点	(218)はBより	293° 44' 34"	306.9mの点
(202)はBより	279° 05' 30"	1,021.7mの点	(219)はBより	295° 23' 21"	317.8mの点
(203)はBより	280° 11' 12"	1,023.0mの点	(220)はBより	296° 30' 40"	313.1mの点
(204)はBより	281° 52' 30"	1,011.1mの点	(221)はBより	315° 34' 53"	261.6mの点
(205)はBより	283° 22' 53"	969.4mの点	(222)はBより	314° 29' 24"	248.1mの点
(206)はBより	283° 15' 12"	907.5mの点	(223)はBより	320° 25' 32"	240.7mの点
(207)はBより	282° 30' 45"	908.0mの点	(224)はBより	321° 09' 04"	254.4mの点
(208)はBより	282° 19' 07"	846.7mの点	(225)はBより	332° 38' 44"	248.1mの点
(209)はBより	283° 06' 14"	846.2mの点	(226)はBより	350° 41' 05"	223.6mの点
(210)はBより	282° 32' 01"	656.5mの点	(227)はBより	359° 00' 27"	221.0mの点
(211)はBより	281° 28' 24"	657.2mの点	(228)はBより	11° 43' 00"	207.3mの点
(212)はBより	281° 04' 43"	594.3mの点	(229)はBより	15° 49' 58"	195.2mの点
(213)はBより	282° 12' 28"	592.8mの点	(230)はBより	27° 40' 43"	171.8mの点
(214)はBより	285° 30' 52"	536.9mの点	(231)はBより	49° 04' 24"	155.7mの点
(215)はBより	286° 44' 40"	470.7mの点			
(216)はBより	290° 20' 55"	343.2mの点			
(217)はBより	289° 25' 05"	328.4mの点			

2 基点第92号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第92号 大分市大分川河口左岸護岸角から298度45メートルの点
基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端
基点第317号 大分臨海工業地帯5号地住吉東防波堤灯台
基点第318号 大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤灯台

(イ)	基点第316号から	51度	200メートルの点
(ロ)	基点第317号から	61度	550メートルの点
(ハ)	基点第317号から	51度	50メートルの点
(ニ)	基点第317号から	0度	50メートルの点
(ホ)	基点第318号から	287度	60メートルの点
(ヘ)	基点第319号から	320度	290メートルの点
(ト)	基点第319号から	242度	50メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共 第 二 十 号	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字神崎から 大字家島に至る間の 地先	基点第89号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ及 び基点第96号の各 点を順次に結んだ 線と最大高潮時海 岸線とによって囲 まれた区域。(大 分川にあっては舞 鶴橋下流端まで、 乙津川にあっては 海原橋下流端ま で、大野川にあっ ては家島泊地北側 突堤から90度の線 までとする。)た だし、共第18号の 1、2及び次に掲 げる区域を除く。	基点第 89 号 大分市と別府市と の境界(両郡橋中 央)	イ 基点第89号から 45度30分1,700メー トルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	大分市(大字 馬場、大字本 神崎、大字木 佐上、大字大 平、大字志生 木、大字佐賀 関、大字白 木、大字一尺 屋、大字今 市、大字入 蔵、大字太 田、大字上 詰、大字沢 田、大字下 原、大字高 竹、大字辻 原、大字荷尾 杵、大字野津 原、大字福宗 及び大字廻 野を除く。)	【大分地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共 第 二 十 号
	基点第 91 号 大分市大字生石大 分港赤灯台			ロ 基点第91号から 358度1,700メー トルの点	ハ 基点第311号から 313度920メー トルの点	ニ 基点第96号から 10度1,800メー トルの点					
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		基点第 96 号 大分臨海工業地帯 1号地北東端	基点第 311 号 大分臨海工業地帯 2号地鶴崎西防波 堤灯台						

区域

イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第96号	大分臨海工業地帯1号地北東端	イ	基点第96号から	88度	510メートルの点
基点第311号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎西防波堤灯台	ロ	基点第96号から	83度	510メートルの点
基点第312号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎防波堤根基	ハ	基点第96号から	286度	158メートルの点
基点第313号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤根基	ニ	基点第96号から	327度	293メートルの点
基点第314号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤灯台	ホ	基点第96号から	289度	697メートルの点
基点第315号	大分臨海工業地帯3号地乙津西防波堤灯台	ヘ	基点第96号から	272度	652メートルの点
基点第316号	大分臨海工業地帯5号地北東端	ト	基点第96号から	272度	940メートルの点
基点第317号	大分臨海工業地帯5号地住吉東防波堤灯台	チ	基点第96号から	277度	1,160メートルの点
基点第318号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤灯台	リ	基点第311号から	323度	50メートルの点
基点第319号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤根基	ヌ	基点第312号から	323度	50メートルの点
		ル	基点第314号から	97度30分	760メートルの点
		ヲ	基点第314号から	72度	720メートルの点
		ワ	基点第314号から	76度	910メートルの点
		カ	基点第314号から	68度30分	950メートルの点
		ヨ	基点第314号から	53度30分	580メートルの点
		タ	基点第314号から	65度	510メートルの点
		レ	基点第314号から	71度30分	700メートルの点
		ソ	基点第314号から	98度30分	740メートルの点
		ツ	基点第313号から	24度	71メートルの点
		ネ	基点第313号から	6度	140メートルの点
		ナ	基点第314号から	0度	50メートルの点
		ラ	基点第315号から	34度	75メートルの点
		ム	基点第315号から	354度	305メートルの点
		ウ	基点第316号から	6度	970メートルの点
		キ	基点第316号から	61度	500メートルの点
		ノ	基点第317号から	61度	550メートルの点
		オ	基点第317号から	51度	50メートルの点
		ク	基点第317号から	0度	50メートルの点
		ヤ	基点第318号から	287度	60メートルの点
		マ	基点第319号から	320度	290メートルの点
		ケ	基点第319号から	242度	50メートルの点

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【業地】	存続期間	免許番号										
				区域	基点	点															
共第二十四号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字一尺屋の地先	基点第102号、イ、ロ、ハ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第102号	大分市大字白木と大字一尺屋との境界(石蔵)	イ 基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市大字一尺屋	【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第二十四号									
	基点第107号				大分市大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第107号から基点第124号見通し線上1,000メートルの点															
	基点第108号				大分市と臼杵市との境界(竜ヶ鼻)の標識	ハ 基点第108号から基点第1155号見通し線上1,500メートルの点															
	基点第124号				津久見市大字保戸島押上鼻																
	基点第1154号				津久見市地無垢島東端																
	基点第1155号				津久見市地無垢島西端																
	うなまかにいえたみかいたいにあといおむかふてあまほんひわくもひ				こめせむるかいたいにあといおむかふてあまほんひわくもひ	11月1日から翌年6月30日まで	2月1日から5月31日まで						12月1日から翌年6月30日まで	4月1日から8月19日まで	1月1日から3月31日まで	10月1日から翌年5月31日まで	11月1日から翌年6月30日まで	12月1日から翌年6月30日まで	1月1日から10月31日まで	1月1日から5月31日まで	11月1日から翌年5月31日まで
	雑魚小型定置網漁業				1月1日から12月31日まで																
	雑魚建網				"																
	雑魚つづ				"																
	雑魚かご				"																
	第3種共同漁業				1月1日から12月31日まで	雑魚地びき網漁業															
	雑魚地びき網漁業																				

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第二十五号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第108号、イ、ロ、ハ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第108号	大分市と白杵市との境界（竜ヶ鼻）の標識	イ 基点第108号から基点第1155号見通し線上1,500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	白杵市大字佐志生	【白杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第二十五号
	うなまに漁業				基点第109号	白杵市大字佐志生と大字下ノ江との境界の標識（暗渠）	ロ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上1,200メートルの点					
	いせえむし				基点第1155号	津久見市地無垢島西端	ハ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上300メートルの点					
	えむしこり				基点第1157号	白杵市大三ツ子島最頂部						
	あかさき				基点第1158号	白杵市風成鼻						
	あかにさ											
	にあわび											
	あこぶし											
	あかでのり				2月1日から5月31日まで							
	あふのり				12月1日から翌年6月30日まで							
	あふんぐさ				4月1日から8月19日まで							
	あまのり				11月1日から翌年3月31日まで							
	あんだわら				10月1日から翌年5月31日まで							
	あひじわら				11月1日から翌年6月30日まで							
	あひじわら				12月1日から翌年6月30日まで							
	あひじわら	1月1日から10月31日まで										
	あひじわら	1月1日から5月31日まで										
	あひじわら	11月1日から翌年5月31日まで										
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第108号、イ、ロ、ハ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					白杵市大字佐志生	【白杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第二十五号
	雑魚小型定置網漁業											
	雑魚建網											
	えび建網				4月1日から8月31日まで							
	雑魚つづ				1月1日から12月31日まで							
	雑魚かご											
	かにたご											
かにかご												
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第108号、イ、ロ、ハ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					白杵市大字佐志生	【白杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第二十五号	
雑魚地びき網漁業												

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地権区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第二十八号	第1種共同漁業 うなまかし いせむ たとり あかさかいたに さにあととむかふてあほんひわくもあひ なまのせむりさやがたいらぎえなびしこぶかのりかでのりぐのりだわきかろずおのぐ こてこてこてしこいりきいぎしえなびしこぶかのりかでのりぐのりだわきかろずおのぐ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目から大字四浦に至る間の地先	基点第114号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第122号、ヌ、ル及び基点第123号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第103号 大分市 葛島東端 (伊賀瀬最高頂部) 基点第114号 臼杵市と津久見市との境界 (落水の大石) 基点第115号 津久見市大字長目 楠屋鼻の標識 基点第116号 津久見市大字日見 字平ばえ1番地 (白熊鼻) 基点第120号 津久見市大字網代 字奥5666番地 (落水) 基点第121号 津久見市大字四浦 字葉色2221番地の1 (ちよきがとも) 基点第122号 津久見市大字保戸 島と大字四浦との境界 (ともうちばえ) 基点第123号 津久見市と佐伯市との境界 基点第124号 津久見市大字保戸 島押上鼻 基点第179号 佐伯市鶴見大字大 島先ノ瀬灯台 基点第1191号 津久見市地無垢島 北端 基点第1192号 愛媛県宇和島市津 島町北灘権現山 (490メートル) 頂上	イ 基点第114号から 358度22分500メー トルの点 ロ 基点第115号から 基点第1191号見通 し線上500メートル の点 ハ 基点第115号から 基点第124号見通し 線上500メートルの 点 ニ 基点第116号から 基点第115号見通し 線上700メートルの 点 ホ 基点第120号から 358度22分1,000 メートルの点 ヘ 基点第120号から 358度22分2,000 メートルの点 ト 基点第120号から 13度2,060メートル の点 チ 基点第121号から 358度22分1,000 メートルの点 リ 基点第122号から 基点第103号見通し 線上700メートルの 点 ヌ 基点第122号から 基点第179号見通し 線上800メートルの 点 ル 基点第123号から 基点第1192号見通 し線 (77度) 上800 メートルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	津久見市 (大 字保戸島を除 く。)	〃 【津久見地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	
	第2種共同漁業 雑魚小型定置網漁業 雑魚建網 雑魚袋待網 雑魚たまつ 雑魚つかご	1月1日から12月31日まで									
	第3種共同漁業 雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
共第二十九号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 117 号	津久見市地無垢島西端（喰付）	イ 基点第117号から275度22分500メートルの点	津久見市（大字保戸島を除く。）	【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで		
	うなまかししいえたかたにさにあとのとむふてあまほんひわくもひ				基点第 118 号	津久見市沖無垢島二ツばえ	ロ 基点第118号から5度22分700メートルの点					
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ				基点第 119 号	津久見市沖無垢島かまがばえ	ハ 基点第119号から60度22分700メートルの点 ニ 基点第119号から168度30分1,700メートルの点 ホ 基点第117号から183度30分580メートルの点					
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ						1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。					
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	にこてこやしえむしこきいらぎしえなびしりのりさでのりぐりきめかめくさ											
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
	雑魚小型定置網漁業											
	雑魚建網											
えび建網												
雑魚袋待網												
雑魚たまつ												
雑魚つつ												
雑魚かご												
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで											
雑魚地びき網漁業												

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号							
				区域	基点	点												
共第三十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 103 号	大分市 蔦島東端 (伊賀瀬最高頂部)	イ 基点第124号から 基点第107号見通し 線上1,000メートルの点	津久見市大字保戸島	" 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第三十号							
	基点第 107 号				大分市 大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第126号から 68度22分700メートルの点												
	基点第 122 号				津久見市 大字保戸島と大字四浦との境界 (ともうちばえ)	ハ 基点第122号から 基点第179号見通し 線上800メートルの点												
	基点第 124 号				津久見市 大字保戸島押上鼻	ニ 基点第122号から 基点第103号見通し 線上700メートルの点												
	基点第 126 号				津久見市 大字保戸島高甲岩灯標													
	基点第 179 号				佐伯市 鶴見大字大島先ノ瀬灯台													
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで													
	雑魚建網				"													
	雑魚建網				"													
	雑魚つか				"													

1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【 業地 権区 】	存続期間	免許番号			
				区域	基点	点								
共第三十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江（以下「西上浦」という。）の地先	基点第146号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第150号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界（浪太鼻立石）	イ 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	佐伯市西上浦	【 佐伯地区 】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで			
	うなま				にこ	ロ	基点第147号						佐伯市大字高松浦村ばえ頂上	ロ 基点第146号から83度1,000メートルの点
	いせ				えび	ハ	基点第148号						佐伯市大字護江彦島北端	ハ 基点第146号から83度1,680メートルの点
	えむ				しこ	ニ	基点第149号						佐伯市大字護江彦島南端	ニ 基点第148号から79度1,270メートルの点
	あさ				りき	ホ	基点第150号						佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地	ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第147号と基点第148号とを結んだ線との交点
	かいら				ぎい	ヘ	基点第151号						佐伯市大字葛妙見鼻	ヘ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第151号と基点第155号とを結んだ線との交点
	ばい				しえ	ト	基点第155号						佐伯市大字高松浦メバル鼻	ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ線と基点第150号と基点第157号とを結んだ線との交点
	にさ				えな		基点第156号						佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻	
	にあ				なび		基点第157号						佐伯市大字守後浦424番地（守後鼻）の標識	
	とお				ぶの		基点第1162号						佐伯市大字二栄地の鼻のスカ	
	むか				のり		基点第1163号						佐伯市大字二栄八幡山頂上（128メートル）	
	ふの				りさ									
	てん				ぐさ									
	ほんだ				わさ									
	ひじ	きめ												
	わか	めり												
	あお	のり												
	ひと	えぐさ												
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで			基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界（浪太鼻立石）	イ 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市西上浦	【 佐伯地区 】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで			
	雑魚小型定置網				雑魚	建網	ロ						基点第147号	佐伯市大字高松浦村ばえ頂上
雑魚	建網				ハ	基点第148号	佐伯市大字護江彦島北端						ハ 基点第146号から83度1,680メートルの点	
雑魚	建網				ニ	基点第149号	佐伯市大字護江彦島南端						ニ 基点第148号から79度1,270メートルの点	
雑魚	たまつこ				ホ	基点第150号	佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地						ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第147号と基点第148号とを結んだ線との交点	
第3種共同漁業	1月1日から12月31日まで				基点第156号	佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻	ヘ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第151号と基点第155号とを結んだ線との交点							
雑魚地びき網					雑魚	建網	ト					基点第151号と基点第155号とを結んだ線と基点第150号と基点第157号とを結んだ線との交点		

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号										
				区域	基点	点															
共第三十四号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生から大字鶴望（坂之浦）に至る間の地先	基点第150号、イ及び基点第152号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第150号 佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地	イ 基点第151号と基点第155号とを結んだ線と基点第150号と基点第157号とを結んだ線との交点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	佐伯市大字海崎、大字戸穴及び大字鶴望（坂之浦）及び大字霞ヶ浦（以下「霞ヶ浦」という。）	【佐伯地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで											
	うなまにかいえたあかばさにあむかてほんくあひと											に漁業	こてびしこりきいえなびしりのりさわらきめりさ	2月1日から5月31日まで	2月1日から翌年6月30日まで	4月1日から8月19日まで	1月1日から12月31日まで	11月1日から翌年5月31日まで	1月1日から12月31日まで	11月1日から翌年4月30日まで	12月1日から翌年6月30日まで
	雑魚小型定置網漁業											1月1日から12月31日まで									
	雑魚建網											"									
	雑魚建網											"									
	雑魚たまつこ											"									
	雑魚たまつこ											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									
	雑魚つか											"									

共第三十四号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第三十五号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字高松から大字石間に至る間の地先	基点第153号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、基点第152号、ト、チ及び基点第154号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって次の区域を除いた区域	基点第146号 佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石) 基点第147号 佐伯市大字高松浦村ばえ頂上 基点第148号 佐伯市大字護江彦島北端 基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第150号 佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地 基点第151号 佐伯市大字葛妙見鼻 基点第152号 佐伯市葛港防波堤先端の標識 基点第153号 佐伯市大字高松浦と大字日向泊浦との境界(唐船鼻)の標識 基点第154号 佐伯市大字石間浦と大字荒網代浦との境界(長尾鼻)の標識 基点第155号 佐伯市大字高松浦メバル鼻 基点第156号 佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻 基点第157号 佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識 基点第158号 佐伯市女島北東端 基点第1163号 佐伯市大字二栄八幡山頂上(128メートル) 基点第1164号 佐伯市鶴見八島北側山頂 基点第1166号 佐伯市鶴見八島南京鼻 基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端	イ 基点第153号から66度1,000メートルの点 ロ 基点第146号から83度1,680メートルの点 ハ 基点第148号から79度1,270メートルの点 ニ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第147号と基点第148号とを結んだ線との交点 ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ線と基点第155号と基点第151号とを結んだ線との交点 ヘ 基点第151号と基点第155号とを結んだ線と基点第150号と基点第157号とを結んだ線との交点 ト 基点第152号と基点第1164号とを結んだ線と基点第158号と基点第1202号とを結んだ線との交点 チ 基点第154号と基点第1166号とを結んだ線と基点第158号と基点第1202号とを結んだ線との交点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市大字高松浦、大字片神浦(字竹ヶ谷を除く)、大字久保浦、大字守後浦及び大字石間浦(以下「大入島西部」という。)	〃【佐伯地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで		区域 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台(中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から325度 105メートルの点 (ロ) 基点第353号から310度30分157メートルの点 (ハ) 基点第353号から312度30分177メートルの点 (ニ) 基点第353号から314度 193メートルの点 (ホ) 基点第353号から326度30分186メートルの点 (ヘ) 基点第353号から326度 166メートルの点 (ト) 基点第353号から377度30分167メートルの点 (チ) 基点第353号から377度30分145メートルの点							

区域

1 (フェリー埠頭)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ヲ)、(ヅ)、(ネ)、(シ)、(フ)、(ク)、(ケ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から228度30分270.3メートルの点
- (ロ) 基点第353号から228度 274 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から229度 292 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から228度40分298 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から233度 380 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から233度30分303 メートルの点
- (ト) 基点第353号から239度 320 メートルの点
- (チ) 基点第353号から238度 324 メートルの点
- (リ) 基点第353号から239度30分330 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から229度30分450 メートルの点
- (フ) 基点第353号から231度 457 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から234度 489 メートルの点
- (カ) 基点第353号から234度30分500 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から242度30分546 メートルの点
- (タ) 基点第353号から244度30分572 メートルの点
- (レ) 基点第353号から245度30分558 メートルの点
- (ヲ) 基点第353号から239度 508 メートルの点
- (ヅ) 基点第353号から241度 477 メートルの点
- (ネ) 基点第353号から240度 473 メートルの点
- (シ) 基点第353号から250度 384 メートルの点
- (フ) 基点第353号から248度50分374 メートルの点
- (ク) 基点第353号から248度30分355 メートルの点
- (ケ) 基点第353号から245度30分339 メートルの点
- (イ) 基点第353号から247度 330 メートルの点

2 (西防波堤・中防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ヲ)、(ヅ)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から282度 38.3メートルの点
- (ロ) 基点第353号から260度30分 55 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から252度 56 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から253度 63 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から250度 72 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から248度 82 メートルの点
- (ト) 基点第353号から234度 125 メートルの点
- (チ) 基点第353号から229度30分151 メートルの点
- (リ) 基点第353号から230度 153 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から310度30分157 メートルの点
- (フ) 基点第353号から325度 105 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から219度 53 メートルの点
- (カ) 基点第353号から223度 51 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から227度20分 41 メートルの点
- (タ) 基点第353号から230度30分 42 メートルの点
- (レ) 基点第353号から237度30分 41 メートルの点

3 (東防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ヲ)、(ヅ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

- (イ) 基点第353号から124度 178.2メートルの点
- (ロ) 基点第353号から123度30分180 メートルの点
- (ハ) 基点第353号から125度 177 メートルの点
- (ニ) 基点第353号から124度 164 メートルの点
- (ホ) 基点第353号から125度30分162 メートルの点
- (ヘ) 基点第353号から126度 157 メートルの点
- (ト) 基点第353号から119度 130 メートルの点
- (チ) 基点第353号から118度30分131 メートルの点
- (リ) 基点第353号から113度 116 メートルの点
- (ヌ) 基点第353号から102度 141 メートルの点
- (フ) 基点第353号から107度 154 メートルの点
- (ワ) 基点第353号から106度30分155 メートルの点
- (カ) 基点第353号から115度 178 メートルの点
- (ヨ) 基点第353号から117度 180 メートルの点
- (タ) 基点第353号から117度30分179 メートルの点
- (レ) 基点第353号から118度 177 メートルの点
- (ヲ) 基点第353号から120度 178 メートルの点
- (ヅ) 基点第353号から128度30分184 メートルの点
- (ネ) 基点第353号から123度 183 メートルの点
- (シ) 基点第353号から123度30分181 メートルの点

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【業地】	存続期間	免許番号							
				区域	基点	点												
共第四十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦の地先	基点第171号、基点第172号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第174号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第126号	津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで								
	イ			基点第172号から基点第126号見通し線上1,000メートルの点	1	昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。												
	ロ			基点第173号から353度600メートルの点	基点第171号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎)	ロ					基点第173号から353度600メートルの点	2	河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。				
	ハ			基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点	基点第172号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇戸島頂上)	ハ					基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点						
	ニ			基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点	基点第173号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	ニ					基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点						
	ホ			基点第174号から18度1,600メートルの点	基点第174号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)	ホ					基点第174号から18度1,600メートルの点						
	ヘ			基点第174号から89度1,000メートルの点	基点第175号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(立花鼻)	ヘ					基点第174号から89度1,000メートルの点						
					基点第176号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(スリオトシ)の標識												
					基点第1098号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識												
					基点第1168号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビシヤゴバエ												
	第2種共同漁業			1月1日から12月31日まで														
	雑魚小型定置網漁業																	
	雑魚建網																	
	雑魚建網																	
	雑魚たまつご																	
	第3種共同漁業			1月1日から12月31日まで														
	雑魚地びき網漁業																	

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号			
				区域	基 点	点								
共第四十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 159 号	佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端	イ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市鶴見大字大島	【 鶴 見 地 区 】	平成 26 年 1 月 1 日 から 平成 35 年 12 月 31 日まで			
	うなまにかいええむあかさかいはにさにあととふむてほんひわく				に漁業	12月1日から翌年6月30日まで	基点第 170 号						佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識	ロ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点
	こてびしこりきいしえなびしこのりぐさわらじかめ				こてびしこりきいしえなびしこのりぐさわらじかめ	2月1日から5月31日まで	基点第 173 号						佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	ハ 基点第173号から353度600メートルの点
	むかんでのりさ				むかんでのりさ	4月1日から8月19日まで	基点第 175 号						佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（立花鼻）	ニ 基点第177号から基点第170号見通し線上300メートルの点
	ほんだわら				ほんだわら	11月1日から翌年5月31日まで	基点第 176 号						佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（スリオトシ）の標識	ホ 基点第178号から基点第159号見通し線上1,000メートルの点
	かじき				かじき	1月1日から6月30日まで	基点第 177 号						佐伯市鶴見大字大島字赤鼻603番地（赤鼻）	ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点
	かろ				かろ	1月1日から9月30日まで	基点第 178 号						佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地（高手島頂上）	ト 基点第179号から353度1,000メートルの点
	雑魚小型定置網漁業				雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	基点第 179 号						佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台	チ 基点第179号から83度1,000メートルの点
	雑魚建網				雑魚建網		基点第 1098 号						佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識	リ 基点第179号から128度1,000メートルの点
	雑魚建網				雑魚建網									
	雑魚たまつご				雑魚たまつご									
	雑魚つご				雑魚つご									
	雑魚か				雑魚か									
	雑魚地びき網漁業				雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで								

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【業地】	存続期間	免許番号									
				区域	基点	点														
共第四十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津の地先	基点第174号、イ、ロ及び基点第185号の各点を順次に結んだ線、基点第184号及び基点第183号を結んだ線、基点第182号と基点第181号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第174号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)	イ 基点第174号から89度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市米水津	〃 【米水津地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第四十三号								
	基点第181号				佐伯市米水津と同市蒲江との境界(キンメキ鼻)	ロ 基点第185号から83度700メートルの点														
	うなまかいせいたあかひいたいにはばさにあといとむてほひわく				にこてびこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	なめいせいたあかひいたいにはばさにあといとむてほひわく				こてびこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	めいせいたあかひいたいにはばさにあといとむてほひわく				てびこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いせいたあかひいたいにはばさにあといとむてほひわく				せびこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あかひいたいにはばさにあといとむてほひわく				かひこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いたいにはばさにあといとむてほひわく				たひこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いにはばさにあといとむてほひわく				いはこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	にはばさにあといとむてほひわく				にはこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ばさにあといとむてほひわく				ばさにこりきぎいしいえなびしすりのりさらわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あといとむてほひわく				あといとむてほひわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いとむてほひわく				いとむてほひわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	むてほひわく				むてほひわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ほひわく				ほひわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ひわく				ひわきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	わく				わきめ	〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで															
	雑魚小型置網漁業																			
	雑魚建網																			
	雑魚建網																			
	雑魚たつごま																			
	雑魚かたま																			
	雑魚かたか																			
	第3種共同漁業				1月1日から12月31日まで															
雑魚地びき網漁業																				

免許番号	漁業の種類 及び名	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者 【業地 権区】	存続期間	免許番号									
				区域	基点	点														
共第四十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	津久見市大字保戸島	【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第四十七号									
	ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点																			
	ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点																			
	ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点																			
	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。																			
	う ま こ //					12月1日から翌年6月30日まで														
	ないせえび //					1月1日から10月31日まで														
	たかきえな //																			
	かさぎえな //																			
	にあわび //																			
	あとこぶし //																			
	わくろめ //																			
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで																		
	雑魚建網 //																			
えび建網 //																				
雑魚つか //																				

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者 【業地】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第四十八号	第1種共同漁業 いせえび漁業 いせえび さわび	1月1日から12月31日まで " "	大分市大字佐賀関及 び大字白木の地先	イを中心として半 径200メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉 井崎の標識	イ 基点第101号から 112度3,800メー ルの点	1 昭和38年 3月29日付 け大分県告 示第309号で 告示された 水域施設内 であって、 船舶の航行 碇泊又は荷 揚げ等に支 障を及ぼす 区域におい ては、漁具 を固定して する漁業を 営んではな らない。 2 河川・海 岸及び港湾 の維持管 理、保全の ため、公共 団体の行う 事業の施工 については これを拒ん ではならな い。	大分市大字佐 賀関及び白木	〃 【佐賀関地区】	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 35 年 12 月 31 日まで	共第四十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第五十九号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から178度1,500メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第五十九号
共第六十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から187度1,500メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十号
共第六十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 847 号 速見郡日出町日出港西防波堤根基	イ 基点第847号から197度2,000メートルの点		速見郡日出町	〃 【日出地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十一号
共第六十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	別府市の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 851 号 別府市上人鼻の標識	イ 基点第851号から90度280メートルの点		別府市	〃 【別府地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十三号
共第六十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から345度4,200メートルの点 ロ 基点第98号から345度3,600メートルの点 ハ 基点第98号から5度2,800メートルの点 ニ 基点第98号から15度3,500メートルの点 ホ 基点第98号から15度3,900メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十四号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第六十六号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字高島の地先	基点第105号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第105号 大分市高島あしかばえ最高頂部	イ 基点第105号から340度250メートルの点 ロ 基点第105号から50度1,500メートルの点 ハ 基点第105号から90度1,600メートルの点 ニ 基点第105号から160度250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十六号
共第六十七号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字高島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第104号 大分市牛島北端	イ 基点第104号から323度30分1,290メートルの点 ロ 基点第104号から36度30分1,290メートルの点 ハ 基点第104号から123度30分910メートルの点 ニ 基点第104号から237度910メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十七号
共第六十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字蔦島の地先	イ、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第140号 大分市大字佐賀関5678番地の蔦島のはえ	イ 基点第140号から200度390メートルの点 ロ 基点第140号から230度1,300メートルの点 ハ 基点第140号から300度840メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第六十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第六十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (平瀬)の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及びイの各 点を順次に結んだ 線によって囲まれ た区域	基点第 767 号 大分市平瀬灯標	イ 基点第767号から 300度1,100メー トルの点 ロ 基点第767号から 330度2,300メー トルの点 ハ 基点第767号から 350度2,900メー トルの点 ニ 基点第767号から 20度2,200メー トルの点 ホ 基点第767号から 20度800メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第六十九号
共第七十号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (松ヶ鼻)の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を順 次に結んだ線に よって囲まれた区 域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から 318度1,400メー トルの点 ロ 基点第99号から 334度2,200メー トルの点 ハ 基点第99号から 12度2,100メー トルの点 ニ 基点第99号から 22度1,100メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第七十号
共第七十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メートル の円によって囲ま れた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 339度4,500メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第七十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第七十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径80メートルの円によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から12度3,980メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十二号
共第七十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	イ 基点第98号から359度1,750メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十三号
共第七十五号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端（伊賀瀬最高頂部）	イ 基点第103号から25度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十五号
共第七十六号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端（伊賀瀬最高頂部）	イ 基点第103号から14度700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十六号
共第七十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から79度550メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十七号
共第七十八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から92度1,160メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第七十八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第八十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から318度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十号
共第八十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 113 号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識	イ 基点第113号から319度30分2,000メートルの点 ロ 基点第113号から303度30分1,900メートルの点 ハ 基点第113号から324度30分900メートルの点 ニ 基点第113号から332度30分1,100メートルの点		臼杵市大字臼杵、大字板知屋、大字大泊、大字風成、大字深江及び大字市浜	〃 【臼杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十一号
共第八十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 439 号 津久見市大字四浦高井島東端の標識	イ 基点第439号から17度30分750メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）	〃 【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第八十七号
共第九十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から3度3,050メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十号
共第九十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から34度5,850メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第九十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から59度6,050メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【臼杵地区】 【津久見地区】 【佐賀関地区】 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十二号
共第九十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島字水ノ子島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台	イ 基点第180号から322度1,300メートルの点 ロ 基点第180号から31度1,200メートルの点 ハ 基点第180号から160度1,800メートルの点 ニ 基点第180号から205度1,900メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十八号
共第九十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	10月1日から 翌年1月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1070 号 佐伯市鶴見大字大島1032番地（観音鼻）の標識	イ 基点第1070号から先ノ瀬頂上見通し線上550メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第九十九号
共第百号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦の地先	イを中心として半径500メートルの円によって囲まれた区域	基点第 778 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦猿島三ツグイ東端の標識	イ 基点第778号から112度2,100メートルの点		佐伯市蒲江大字猪串浦及び大字蒲江浦	〃 【蒲江地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百二号	第3種共同漁業 ぶり飼付漁業	9月1日から 翌年2月末日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦字納ヶ内の地先	イを中心として 半径300メートル の円によって囲ま れた区域	基点第 1178 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦蒲戸崎ねこ 岩	イ 基点第1178号か ら323度590メー トルの点		佐伯市上浦大 字浅海井浦、 大字津井浦及 び大字最勝海 浦	〃 【上浦地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百二号
共第百三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を順 次に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 125 号 津久見市大字保戸 島東端（高月）の 標識 基点第 126 号 津久見市大字保戸 島高甲岩灯標	イ 基点第126号か ら8度30分250メー トルの点 ロ 基点第126号か ら108度30分200メー トルの点 ハ 基点第125号か ら155度200メー トルの点 ニ 基点第125号か ら335度100メー トルの点		津久見市大 字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百三号
共第百六号	第3種共同漁業 ぶり、たい、 いさき、あじ 飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、へ及びイ の各点を順次に結 んだ線によって囲 まれた区域	基点第 1126 号 津久見市大字保戸 島保戸島漁港（中 の島地区）西防波 堤灯台 基点第 1127 号 津久見市大字保戸 島保戸島漁港防波 堤灯台（地下地 区）大ばそ防波堤 灯台	イ 基点第1126号か ら279度175メー トルの点 ロ 基点第1126号か ら314度531メー トルの点 ハ 基点第1127号か ら265度390メー トルの点 ニ 基点第1127号か ら265度190メー トルの点 ホ 基点第1127号か ら204度223メー トルの点 へ 基点第1127号か ら207度273メー トルの点		津久見市大 字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	共第百六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1135 号 佐伯市鶴見大字大島字田野浦由が浦鼻の標識	イ 基点第1135号から303度30分1,000メートルの点 ロ 基点第1135号から311度30分670メートルの点 ハ 基点第1135号から327度770メートルの点 ニ 基点第1135号から315度30分1,100メートルの点		佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百七号
共第百八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字梶寄浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	イ 基点第173号から67度510メートルの点 ロ 基点第173号から87度30分400メートルの点 ハ 基点第173号から97度740メートルの点 ニ 基点第173号から83度810メートルの点		佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百八号
共第百九号	第3種共同漁業 たいいさき、あじ飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1141 号 津久見市大字長目2594番地の1の標柱	イ 基点第1141号から154度11分400メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）	〃 【津久見地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百九号
共第百十号	第3種共同漁業 たいいさき飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 113 号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識	イ 基点第113号から276度2,500メートルの点		臼杵市	〃 【臼杵地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
共第百十二号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点		津久見市大字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十二号
共第百十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から122度22分3,250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十三号
共第百十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 106 号 大分市高島南端（粒瀬最高頂部）	イ 基点第106号から161度1,730メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関地区】	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	共第百十四号